

内閣官房長官
菅 義偉 殿

文化施策の総合的・機動的推進への提言

平成 29 年 4 月 4 日

公明党文化プログラム推進委員会

委員長 浮島 智子

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が間近に迫ってきた。オリンピック・パラリンピックを契機とする文化プログラムの推進は、文化芸術の振興や日本理解の促進のみならず、人々の参加を通じたコミュニティの再生、優れた観光・産業の資源としての経済の活性化をもたらすものであり、2020年を超えた新たな社会づくりに発展する可能性を持つ重要な施策である。

この観点から昨年末「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの推進・充実を求める提言」を行い、関連予算の確保・拡充とともに、文化施策の推進体制の整備を求めたところである。

一方、平成29年度からは、文化庁の「先行移転」として、地域文化創生本部の取り組みが京都で始まる。

今後、政府におかれては、文化庁について、この先行移転の状況を踏まえ、国全体の文化行政におけるメリットや課題を検証しながら新・文化庁としての体制を整備していくものとする。その際、次の点を実現するよう強く求める。

- (1) 国会、他府省、外交団、経済団体が首都にあり、現代アートや舞台芸術等の諸活動の多くが展開される中で、関係者との日常的な連携、文化行政の総合的な推進の実をあげるために、政府は、新しい文化庁について、東京においても現在と同等以上の機能を発揮するに十分な組織を維持・構築し、東西双方の立地を生かした効果的な体制とすること。
- (2) 法制の整備、国会・他府省との調整、予算等の確保などに必要な組織・体制を整え、国の機関として不可欠な機能を維持していくよう配慮すること。また、北海道、東北地方をはじめ全国への行政サービスの低下とならないよう配慮すること。
- (3) 新しい文化庁は、関係府省との交流、民間・地方自治体・大学・文化芸術団体などの人材の受け入れを図り、新たな領域を発展させていくこと。

【平成28年12月1日提言（抄）】

2020年に向け、さらにそれ以降も、政府一体となって文化施策を総合的・機動的に推進することができるよう、議員立法として改正が検討されている文化芸術振興基本法の動向を踏まえながら、政府は、文化庁の機能強化や必要人員の確保、及び関係府省との連携強化を含め、文化芸術を総合的に推進する体制を検討・整備すること。